

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概 要

1. 法人名等

法 人 名	学校法人愛知大学
法 人 代 表 者	広瀬 裕樹
担 当 部 署	企画部企画課
お 問 合 せ 先	052-937-8163

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

○担当部署：企画部企画課
↓ 附議
○常任理事会、学内理事会、大学評議会及び理事会において承認。
↓ 報告
○評議員会
↓
○公表：ステークホルダー
○報告：日本私立大学連盟

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	基本原則「1. 自律性の確保」について、下位の遵守原則は「遵守」としている。 「遵守原則の遵守方法に係る説明」に記載したとおり、建学の精神の理念に基づいて中期計画である第5次基本構想を策定し、基本構想で掲げた施策を実行している。その過程でガバナンス体制を自己点検しながらガバナンス機能の向上を目指し、自律的に学校法人を運営している。 これらのことから、基本原則1. の遵守を実現している。

遵守原則 1－1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本学では、建学の精神（「世界文化と平和への貢献」「国際的教養と視野をもった人材の育成」「地域社会への貢献」）を生かした人材育成を目指している。2021年度に「10年後（2031年度）の愛知大学将来像（ビジョン）」を取りまとめ、その実現に向けて、中期計画である第5次基本構想（2021年～2025年）を策定している。同基本構想では、4つの基本目標、7つの事業項目、103の取組内容を設定している。 同基本構想に基づき、5か年実行計画「アクション・プラン」を作成し、進捗管理を行っている。また、大学の「理念・目的」、「教育・研究上の目的」、「学位授与方針」、「教育課程の編成・実施方針」、「学生の受け入れ方針」、「内部質保証のための全学的な方針及び手続」、「大学として求める教員像及び教員組織の編制方針」、「学生支援に関する方針」、「教育研究等環境の整備に関する方針」、「研究活動促進に関する方針」、「社会連携・社会貢献・国際化推進に関する方針」及び「大学運営に関する方針・財務計画」等を策定し、運営している。 基本構想、大学の理念・目的、教育・研究上の目的、各種方針は、公式ホームページにて広く社会に公表している。 これらの取り組みにより、遵守原則1－1を遵守している。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	基本原則「2. 公共性の確保」について、下位の遵守原則はいずれも「遵守」としている。 「遵守原則の遵守方法に係る説明」に記載したとおり、建学の精神の理念に沿った人材育成を目指して、中期計画である基本構想で掲げた施策を実行している。その過程で教学に関わる各種方針と実態との整合性をチェックして方針の実質化を図り、各種方針に基づく教育プログラムを実施するとともに、自己点検・評価結果、認証評価結果等を活用し、教育活動の改善を行っている。 また、「社会連携・社会貢献に関する方針」を策定し、教育研究活動から得られる成果の社会への還元と貢献を推進している。 これらのことから、基本原則2. の遵守を実現している。

遵守原則 2－1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	将来の変化の激しい時代、予測困難な社会において、本学はどのような人材の育成を目指すのか、との観点から、本学の建学の精神を生かした人材の育成を目指している。社会における本学のブランド力を高め持続的に発展する存在となることを念頭において、2021年度に「10年後（2031年度）の愛知大学将来像（ビジョン）」を取りまとめ、その実現に向けて、中期計画である第5次基本構想を策定している。基本構想では、基本目標および事業項目により達成目標を示し、取組内容や毎年度の事業計画により、具体的な行動指針を示している。 基本構想、毎年度の事業計画は公式ホームページにおいて社会に広く公表している。 また、「学位授与方針」および「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック、「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェックを各学部教授会や関係委員会で行い、さらに全学的観点によるチェックを自己点検・内部質保証委員会で行い、質の向上に努めるとともに、各方針の実質化を図っている。

	さらに、「国際化推進に関する方針」の下、国際化推進会議、国際交流委員会、国際教育推進委員会を中心として、留学生の受入れや本学学生の派遣に係る施策を検討し、各種プログラムを実施している。各学部のカリキュラム（正課）において、留学等にかかわる科目を配置し、対応している。 その他、リカレント教育にかかわる計画を基本構想の取組内容に示している。 これらの取り組みにより、遵守原則2-1の遵守を実現している。
--	---

遵守原則 2 - 2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本学では、「地域社会への貢献」を建学の精神のひとつとしており、「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、地域連携基本計画、自治体との連携・協力協定に関するガイドラインを策定している。 また、学長をトップとした地域連携推進会議を設置し、地域連携室と同推進事務室を置き、社会への貢献を推進している。地域連携室では地域の課題解決に向けた様々な「地域連携プログラム」を実施し、本学の教育・研究成果を公開講座等を通じて社会へ発信している。 さらには2011年度に地域政策学部を設置し、建学の精神の具現化に努めている。同学部は「地域を見つめ、地域を活かす」をコンセプトとして持続可能なまちづくりに積極的に関われる人材を育成している。 これらの取り組みにより、遵守原則2-2の遵守を実現している。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	基本原則3. 「信頼性・透明性の確保」について、下位の遵守原則はいずれも「遵守」としている。 「遵守原則の遵守方法に係る説明」に記載のとおり、法令遵守は当然として、必要な制度等の整備や機能の実質化を行い、継続的かつ時宜にかなった情報公開に取り組んでいる。 これらのことから、基本原則3. の遵守を実現している。

遵守原則 3－1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本学では、健全な大学運営を推進するため、「学校法人愛知大学監事監査規程」を策定し、同規程並びに法令等に従い、毎年度、監事監査計画、監査報告書を作成している。これらは理事会、評議員会等の関係会議で確認している。 監査体制は、常勤監事1名、非常勤監事2名、内部監査室2名とし、監事が理事会、評議員会、大学評議会、学内理事会、常任理事会の主要会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行っている。 さらには、監事と執行部（理事長、常務理事）との懇談会を設け、意見交換の場を提供している。業務監査に関しては、監事、会計監査人および内部監査人の三者で「三様監査連絡会」を開催し、定期的に協議を行っている。 また、ステークホルダーとの関係においては、全国各地の後援会・父母教育懇談会、同窓会総会・支部総会などの活動に参加し、意見交換を通じて後援会や同窓会との関係維持に努めている。 さらには、在学生へのキャリアサポートとして、卒業生をアドバイザーとして迎えたキャリアサポート団体「Ai-CONNEX（アイコネクス）」を2019年に設立し、就職活動に関するアドバイスやキャリアビジョンの提供などのサポートを行っている。 これらの取り組みにより、遵守原則3－1の遵守を実現している。

遵守原則 3－2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	法令、設置基準等に遵守するため、寄附行為、就業規則、その他各種規程に反映している。特に、法改正、設置基準の改正等に関しては、関係部署で確認し、その改正に対応して本学の規程を改正している。 理事の職務や理事会の権限等については、寄附行為や職務権限基準等で定め、様々な案件を理事会等関係会議に諮り、不正または誤謬等が発生しように努めている。一部では業務担当理事を置き、関係規程を整備して、その中で権限と責務を規定している。 大学で起こり得る利益相反を防止するため、関連案件は全て理

事会で審議している。

また、研究活動に関わる不正行為を防止するため、「愛知大学公的研究費管理・監査規程」や「愛知大学における研究上の不正行為防止のための基本方針」、「愛知大学における公的研究費の不正防止計画」を定め、公式ホームページにて公表している。毎年、コンプライアンス推進責任者等が中心となって、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員（教員、研究員、事務職員、学生）を対象に、年1回、最新の知見を交えたコンプライアンス教育を実施している。

この他、顧問弁護士を置き、「学校法人愛知大学公益通報等に関する規程」を定め、事務は内部監査室が所管しており、有効な内部統制体制の確立を図っている。

これらの取り組みにより、遵守原則3-2の遵守を実現している。

遵守原則 3 - 3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本学は広報課を設置し、広報戦略委員会を組織している。また、情報の公開及び開示に関する規程、ホームページ運用内規を定め、適切に情報公開を行っている。中期計画（第5次基本構想）、事業計画書、事業報告書、財務書類、認証評価結果、設置計画履行状況等調査結果、本学が100%出資している子会社である株式会社エー・ユー・エスに関する情報など、様々な情報をホームページで公開している。また、財務状況については、資金収支計算書等を毎年度公開し、事業報告書にも財務状況を掲載している。その中では、経年比較やグラフを用いることでわかりやすく表現するよう工夫している。 理事会および評議員会では中期計画（基本構想）、事業計画・事業報告、決算報告等を行い、経営上の課題や成果を明確にし、共有化している。 情報の公開については、公式ホームページの他、SNS（YouTube、フェイスブック）の活用、大学案内、大学要覧、大学通信等の紙媒体の作成など、多様な手段と機会を活用し、情報公開を行っている。 これらの取り組みにより、遵守原則3-3の遵守を実現している。

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	基本原則4. 「継続性の確保」について、下位の遵守原則はいずれも「遵守」としている。 「遵守原則の遵守方法に係る説明」に記載のとおり、法人のガバナンスを有効に機能させ、各機関が実質的に機能を果たすよう、各種規程を整備し、職務権限を明確にしている。さらには、構成員への研修機会も提供している。 また、中期計画である第5次基本構想において、経営基盤の強化に向けた諸施策（財務指標の設定、新たな寄付金の創設等）を実行するとともに、危機管理体制の強化についても計画している。現行の危機管理体制については、点検や見直しを適宜実行している。 これらのことから、基本原則4. の遵守を実現している。

遵守原則 4－1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	政策を策定、管理する責任者（理事長、常務理事、理事等）の権限、責任、及びその選任や解任の手続きについては、寄附行為、職務権限基準で明確にしている。 理事会、評議員会の開催に際しては、資料を事前に送付するなど、十分な説明と資料提供により議事運営を行っている。また、学校法人内外の人材バランスを考慮し、理事20名のうち学外理事は8名、評議員55名のうち学外評議員は21名であり、半数近くが学外の方である。 これらの取り組みにより、遵守原則4－1の遵守を実現している。

遵守原則 4－2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本学では、財政基盤の安定化と強化を目指し、中期計画（第5次基本構想）で収入源の多様化を掲げている。「寄付金は、新たな寄付形態を模索する」ことを取組内容に記載し、周年事業における寄付金募集事業に加え、現在は「愛知大学教育充実資金寄付金」を募集している。2022年1月には「愛知大学応援寄付金」を創設し、基本構想の取組内容を具体化している。 また、愛知大学募金委員会規程を定め、委員長を学長としている。その中で募金常任委員会運営内規を定め、委員長を副学長とし、体制を整備している。補助金や研究関係などの外部資金獲得のため、関係委員会や事務課室が中心となり、情報収集や対策を講じている。 危機管理体制については、危機管理委員会と関係部署を中心に迅速な対応体制が整備されている。危機管理に関する各種規程（危機管理に関する規程、危機管理委員会感染症対策部会に関する要綱、危機管理委員会情報セキュリティ部会に関する要綱）を整備している。また、個人情報の保護に関する規程、ハラスメント防止ガイドライン、愛知大学ハラスメント防止人権委員会規程、愛知大学ハラスメント防止人権委員会コーディネーターによる実態調査規程、愛知大学ハラスメント相談窓口に関する規程、愛知大学防災・災害対策対応マニュアル、感染症に罹患した場合のフローチャートなども整備している。これらについての必要な内容は、公式ホームページや冊子への記載等によって広く周知している。その他、情報システム課やシステム運用部署では、情報システムへのアクセス権限を厳格且つ適切に設定し、情報セキュリティ内部監査を行うなど、情報セキュリティ体制を整備している。 これらの取り組みにより、遵守原則4－2の遵守を実現している。